**○文化庁告示第六号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、鹿児島県大島郡和泊町及び鹿児島県大島郡知名町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

| 上欄 | 下欄 |
|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 沖永良部島古墓群<br>世之主の墓<br>新城花窪ニャートゥ墓<br>屋者ガジマル墓<br>アーニマガヤトゥール墓 | 令和八年文部科学省告示第二十号 | 和泊町（鹿児島県）<br>知名町（鹿児島県） |

**○文化庁告示第七号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、三重県度会郡玉城町及び三重県多気郡多気町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

| 上欄 | 下欄 |
|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 熊野参詣道<br>紀伊路<br>中辺路<br>大辺路<br>小辺路<br>伊勢路<br>熊野川<br>七里御浜<br>花の窟 | 平成十二年文部省告示第百六十五号、平成十四年文部科学省告示第二百七号、平成二十四年文部科学省告示第十一号、平成二十七年文部科学省告示第百七十二号、平成二十八年文部科学省告示第三十五号、平成三十年文部科学省告示第十八号、令和四年文部科学省告示第百四十四号及び令和八年文部科学省告示第十八号 | 玉城町（三重県）<br>多気町（三重県） |

**○文化庁告示第八号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

| 上欄 | 下欄 |
|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 静川園 | 令和八年文部科学省告示第二十二号 | 中泊町（青森県） |

**○文化庁告示第九号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

| 上欄 | 下欄 |
|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| **甑**島片野浦のカノコユリ群落 | 令和八年文部科学省告示第二十四号 | 薩摩川内市（鹿児島県） |

**○文化庁告示第十号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において準用する第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる登録記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百三十三条において準用する第百十三条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

| 上欄 | 下欄 |
|---|---|
| 名称 | 登録告示 | 地方公共団体名 |
| ウトノアナ・ゼゼノサマ | 令和八年文部科学省告示第二十五号 | 豊後高田市（大分県） |

**○農林水産省告示第三百九十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字下梶原四二八二の一、四二八二の四、四二八六の一、四二九一の一、四三三三の三、字梶原四四七三の一、四五三一の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百九十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字八尻二七一、二七一の二・二七二・二七七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備